

都区財政調整主要5課題の早期解決に向けて、地方自治法の規定に基づく誠意ある協議を求める意見書

都区財政調整に係わる主要5課題について、いよいよその決着を図らなければならない年度を迎えています。ところがその後の主要5課題についての都区協議は、なお膠着した状況が続いています。

協議が進展しない要因は、端的に言って、都がこの間の都区制度改革の経緯や改正された地方自治法を逸脱した議論を持ち込んでいるからにほかなりません。

主要5課題のなかでも基本となるべき課題は、特別区の区域における都区の役割分担とそれに基づく事務及び財源配分の明確化です。

したがって、都が都区協議で行うべきことは、都が特別区の区域で一体的に処理することが必要と認められる市町村事務を峻別し、その所要財源を明示することです。

ところが都は、この法の求める観点からの真摯な検討をせず、「大都市行政」論を強引に持ち込み、協議を難航させています。明白な府県事務である政令指定都市の事務まで市町村事務と主張するに至っては怒りを禁じ得ません。

さらに先の都議会での石原知事の答弁は、主要5課題に係る質問に対し、もっぱら特別区の再編に言及するというものでした。主要5課題を平成17年度までに解決することを確認した当事者として、まことに遺憾と言わざるを得ません。

よって新宿区議会は、東京都に対し、地方自治法の規定と都区制度改革の理念に基づき、誠意をもって都区協議に臨むことを強く求めるものです。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、新宿区議会の議を経て意見書を提出します。

平成17年6月 日

新宿区議会議長名

東京都知事 あて